（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

［１枚目　略］

２枚目（船舶局に限る。）

16　無線局の区別				
17　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の区別	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備	［略］		
		□衛星非常用位置指示無線標識　〔N〕		
			□Ｇ１Ｂ　406.025　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.028　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.031　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.037　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.04　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｄ　406.05　MHz	W
			□Ａ３Ｘ　121.5　MHz	0.05W
			□Ｆ１Ｄ　161.975　162.025　MHz	1.0W
		□設備規則第45条の３の５に規定する無線設備　〔E〕		
			□Ｇ１Ｂ　406.028　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.031　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.037　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.04　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｄ　406.05　MHz	W
			□Ａ３Ｘ　121.5　MHz	0.05W
			□Ｆ１Ｄ　161.975　162.025　MHz	1.0W
		［略］		

（長辺）

改正前

別表第二号第３　［同左］

［１枚目　同左］

２枚目（船舶局に限る。）

16　無線局の区別				
17　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の区別	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備	［同左］		
		□衛星非常用位置指示無線標識　〔N〕		
			□Ｇ１Ｂ　406.025　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.028　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.031　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.037　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.04　MHz	5.0W
			□Ａ３Ｘ　121.5　MHz	0.05W
		□設備規則第45条の３の５に規定する無線設備　〔E〕		
			□Ｇ１Ｂ　406.028　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.031　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.037　MHz	5.0W
			□Ｇ１Ｂ　406.04　MHz	5.0W
			□Ａ３Ｘ　121.5　MHz	0.05W
		［同左］		

（長辺）